

愛知県都市職員共済組合職員の職名に関する規程

○ 愛知県都市職員共済組合職員の職名に関する規程

平成 10 年 3 月 31 日
(平成 10 年規程第 1 号)

改正 令和 3 年規程第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、愛知県都市職員共済組合の職員の職名及び補職名に関し必要な事項を定めるものとする。

(職名の付与)

第 2 条 職員には、次の各号に掲げる職名のいずれかを付与する。

- (1) 主事
- (2) 削除
- (3) 主事補
- (4) 削除

(令3規程2、・一部改正)

(補職名の付与)

第 3 条 愛知県都市職員共済組合処務規程（昭和37年愛知県都市職員共済組合規程第 4 号）第 2 条及び第40条の規定により設置された職につく職員には、前条の規定による職名のほか、同条に規定する補職名を付与する。

附 則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に職員に付与されている補職名は、この規程により付与されたものとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。